

境港長公示第 7－1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、境港において、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 15 日

境 港 長

境港第 1 区森山岸壁付近海域における航泊の禁止について

境港第 1 区森山岸壁付近海域において、第 81 回みなと祭花火大会が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止（花火関係船、警戒船、巡視船、その他岸壁係留船等港長が認めた船舶を除く。）する。

なお、荒天等により当該行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

令和 8 年 7 月 26 日（日）19 時 45 分から 20 時 30 分までの間

ただし、花火打上の終了時刻に変更があった場合は、打上終了時をもって禁止措置を解除する。

2 区域（別図参照）

次に掲げる地点のうち、アとイを結んだ線、ウとエを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

ア	北緯 35 度 32 分 55.8 秒	東経 133 度 13 分 12.2 秒
イ	北緯 35 度 32 分 45.6 秒	東経 133 度 13 分 20.8 秒
ウ	北緯 35 度 32 分 33.1 秒	東経 133 度 13 分 02.5 秒
エ	北緯 35 度 32 分 46.5 秒	東経 133 度 12 分 49.6 秒

3 標識（別図参照）

航泊禁止区域を明示するため、次のとおり標識灯及び灯浮標が設置される。

（１）ア、イ、ウ、エ

陸置灯標（黄色回転灯）

（２）アとイを結んだ線上

灯浮標（単せん黄光、毎４秒１せん光、光達距離６キロメートル）

１基

（３）ウとエを結んだ線上

灯浮標（単せん黄光、毎４秒１せん光、光達距離６キロメートル）

１基

4 備考

航泊禁止区域周辺海域には、青色の回転灯を設置した警戒船が４隻配備される。

別図



船舶の航泊を禁止

※花火関係船、警戒船、巡視船
 その他港長が認めた船舶を除く